


## 仮譲渡契約書（例）


元飼い主の「御蔵島のオオミズナギドリを守りたい有志の会」発起人 長谷川潤（以下、甲という）は、●●●●（以下、乙という）に下記譲渡予定動物（ネコ）を両者合意のもと、飼い主様適正試験期間中、仮譲渡いたします。（以下、飼い主様適正試験期間をトライアル期間とします。）

### 1. トライアル期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

### 2. 譲渡予定動物

名前（仮名）	キキ	
推定年齢	6歳半	
種類	雑種	
性別	メス	
毛色	黒	
しっぽ	短い	

名前（仮名）	うずら	
推定年齢	5歳	
種類	雑種	
性別	オス	
毛色	キジトラ	
しっぽ	長い	

### 3. 仮譲渡の条件

#### (1) トライアル期間について

本日より両者合意のもと開始するトライアル期間は、乙が飼い主として相応しいか、譲渡予定動物にとって飼育環境が適するかを甲が判断する期間となります。譲渡動物の業者への転売（里親詐欺）、虐待（飲食の制限、無視などを含む）、繁殖目的など本仮譲渡契約書の主旨に反する行為が若干でも認められた場合、または甲にその疑いを抱かせるような行為や態度が認められた場合は、乙は甲の請求に従い、直ちに譲渡予定動物を返還しなくてはなりません。

また譲渡予定動物は完全に室内で飼育するものとし、ベランダに出すことも禁止します。また正式譲渡後においても、完全室内飼育、脱走防止は確実に遵守されなければなりません。

#### (2) 家族の同意について

乙は、譲渡予定動物を家庭に迎え入れるに当たり、同居の家族全員の同意を得なければなりません。

### (3) 所有権について

本日の譲渡予定動物の譲渡は「仮譲渡」となり、トライアル期間中は、譲渡予定動物の所有権は甲にあり、無断で第三者に譲渡する事はできません。また乙は、正式譲渡後も譲渡予定動物を新しい飼育者に無断で譲渡せず、必ず甲に連絡し、新しい飼育者に契約書の飼育内容を厳守していただく必要があります。またトライアル期間中、乙はいかなる理由においても、甲の譲渡予定動物の返還要求に応じなくてはなりません。

本仮譲渡契約書の記載内容について違反が認められた場合、ならびに動物を飼うのに不都合な事実の隠蔽（経済面・住宅面・健康面等）、または本仮譲渡契約書記載の住所、身分等に虚偽の内容があった場合、または住所変更之际し甲への住所変更通知を怠った場合は、その時点で乙は譲渡予定動物を甲に返還しなければなりません。

### (4) 譲渡予定動物の返還について

①トライアル期間中、乙は、家族および先住動物と譲渡予定動物との相性に不安を感じた場合、また、乙の自己都合により譲渡予定動物の甲への返還を希望する場合は、譲渡予定動物は甲に返還することができ、甲はこれを拒めないものとします。その場合、トライアル期間キャンセル料5千円と交通費、諸経費など、返還にかかる費用はすべて乙の負担とします。

②トライアル期間終了後、甲の審査により譲渡不成立となることがあります。その場合、譲渡予定動物の返還にかかる上記費用は甲乙等分の負担とします。

③正式譲渡後であっても、乙が動物の飼育者として不適格または譲渡時の約束を乙が守っていないと甲が判断した場合は、甲は譲渡動物の返還を請求することができ、乙はそれに応じなくてはなりません。その場合、譲渡予定動物の返還にかかる費用はすべて乙の負担とします。

### (5) 飼育放棄(飼えなくなること)について

乙は、トライアル期間中、いかなる理由（例：結婚、離婚、リストラ、倒産、海外赴任、火事、病気、アレルギー、出産、一家離散、家族死亡、本人死亡、自然災害、譲渡動物の問題行動や疾患など）をもってしても、譲渡予定動物の飼育放棄は出来ません。万一譲渡予定動物を飼育できないと感じる事態が起こった場合は、必ず甲に報告する義務を負います。これは正式譲渡後においても同様とします。

やむなき事情で譲渡予定動物の飼育が困難になった場合、乙は譲渡予定動物を遺棄したり、保健所等に持ち込むことなく、速やかに飼育困難の連絡をし、譲渡予定動物を甲に返還しなければなりません。

### (6) 近況報告及び面会請求について

トライアル期間中および正式譲渡契約後において、乙は甲からの譲渡予定動物の写真請求や面会請求に、随時応じなくてはなりません。また、甲からの連絡には速やかに対応しなければなりません。甲から飼育状況について改善要求が出された場合には、乙は誠意を持って対応し、動物の

適正飼養ができる環境を整える義務を負います。甲はそのための相談に応じ、また指導する義務があります。

#### (7) 事故等について

①乙が過失により譲渡予定動物を逃がしてしまった場合は速やかに甲に連絡し、対策を講じなくてはなりません。

②トライアル期間中、乙が譲渡予定動物を死亡させてしまった場合は、獣医師による死亡診断書を甲に提出しなければなりません。また、正式譲渡契約後であっても、甲が譲渡動物の死亡に不審を感じた場合、甲は乙に獣医師による死亡診断書の提出を求めることができ、乙はこれに応じる義務を負います。

③譲渡予定動物による咬傷事故等については、乙が一切の責任を負うものとします。

#### (8) 健康管理について

①乙は各種伝染病予防のため、譲渡予定動物に対して必要に応じて、適切な時期にワクチン接種、健康診断等を受けさせる義務があります。

②乙は譲渡予定動物の病気予防に心がけ、万一罹患した場合には速やかに獣医師の適切な診断、及び治療を受けさせる義務があります。

#### (9) 費用について

トライアル期間中、譲渡予定動物の飼育にかかる食費、治療費などを含む全ての費用は乙の負担とします。また正式譲渡の場合、乙は一頭に付き 25,000 円の支援金を甲に支払うものとします。また、乙の住所が甲の住所に対して遠方の場合は、乙は甲に交通費を支払うものとします。

#### (10) 脱走について

乙は、譲渡予定動物が誤って脱走しないよう細心の注意を払わなければなりません。また、譲渡予定動物は放し飼いにせず、必ず室内飼育をしなくてはなりません。また、脱走してしまった場合は速やかに甲に連絡しなければなりません。

#### (11) トライアル期間中並びに正式譲渡契約後の飼育に関する衛生基準

①乙は、譲渡予定動物の飲み水を毎日取り替え、食器は使用の度に洗い、清潔に保たなければなりません。

②乙は、動物専用のトイレを用意し、排泄物を毎日掃除しなければなりません。

③乙は、譲渡予定動物が誤って異物を食べてしまわないように、飼育環境は常に注意をして、動物にとって危険なものを排除しなければなりません。

(12) 本仮譲渡契約書について

本仮譲渡契約書は2通作成し、甲と乙がそれぞれ1通ずつ大切に保管するものとします。

(13) 正式譲渡について

正式譲渡については別途正式譲渡契約書を作成し、甲と乙の署名捺印をもって契約することといたします。

以上

令和5年 月 日

甲

神奈川県厚木市温水 1006-7  
御蔵島のオオミズナギドリを守りたい有志の会  
発起人 長谷川 潤 ④

乙

④